

港湾法の一部を改正する法律要綱

（傍線部分は、今回施行期日を定める分）

第一 港湾における脱炭素化の推進

一 定義

船舶役務用施設及び港湾役務提供用移動施設として、船舶のための給油及び給炭の用に供する施設等以外の船舶のための動力源の供給の用に供する施設等を追加するものとすること。

（第二条第五項関係）

二 港湾及び開発保全航路の開発等に関する基本方針

港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針（三の1の(2)において「基本方針」という。）を定めるに当たつて、地球温暖化の防止及び気候の変動への適応のため果たすべき港湾等の役割に配慮するものとすること。

（第三条の二第三項関係）

三 港湾脱炭素化推進計画

1 港湾脱炭素化推進計画の作成

(1) 港湾管理者は、官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るための計画（以下「港湾脱炭素化推進計画」という。）を作成することができるものとすること。

(2) 港湾脱炭素化推進計画は、基本方針に適合したものでなければならないものとすること。

(3) 港湾管理者は、港湾脱炭素化推進計画に港湾における脱炭素化の促進に資する事業等に関する事項を定めるときは、あらかじめ、当該事業の実施主体として定めようとする者の同意を得なければならぬものとすること。

(4) 港湾管理者は、港湾脱炭素化推進計画に第二条第六項の規定による認定の申請を行おうとする施設に関する事項等を定めるときは、あらかじめ、国土交通大臣の同意を得なければならぬものとすること。

(5) 港湾管理者は、港湾脱炭素化推進計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、国土交通大臣等に送付しなければならないものとすること。
（第五十条の二一関係）

港湾脱炭素化推進協議会

2

(1) 港湾脱炭素化推進計画を作成しようとする港湾管理者は、港湾脱炭素化推進計画の作成及び実施

に関し必要な協議を行うため、港湾脱炭素化推進協議会（2）及び（3）において「協議会」という。）を組織することができるものとすること。

（2）

（1）の規定により協議会を組織する港湾管理者は、協議会において協議を行うときは、あらかじめ、港湾脱炭素化推進計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者であつて協議会の構成員であるものに、当該協議を行う事項を通知しなければならないものとし、当該通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならぬものとすること。

（3）

協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならないものとすること。

（第五十条の二関係）

港湾脱炭素化推進計画に係る港湾施設等の認定等の特例

第二条第六項の規定による認定の申請を行おうとする施設に関する事項等が定められた港湾脱炭素化推進計画が1の（5）の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る施設についての同項の規定による認定等があつたものとみなすものとすること。

（第五十条の四関係）

3

(1) 港湾脱炭素化推進計画を作成した港湾管理者は、当該港湾脱炭素化推進計画の目標を達成するためには必要があると認めるときは、分区の区域内において、当該目標の達成に資する土地利用の増進を図ることを目的とする一又は二以上の区域（(2)において「脱炭素化推進地区」という。）を定めることができるものとすること。

(2) 脱炭素化推進地区の区域内においては、港湾管理者としての地方公共団体は、条例で、当該分区に係る第四十条第一項の規制を強化し、又は緩和することができるものとすること。

（第五十条の五関係）

第二 港湾の機能の安定的な維持及び港湾の管理、利用等の効率化

一 電子情報処理組織の設置及び管理等

国土交通大臣が設置し、及び管理することができる電子情報処理組織として、次に掲げるものを追加するものとすること。

1 港湾において取り扱われる貨物に係る情報の授受を迅速かつ的確に行うことにより港湾における当

該貨物の運送の効率化を促進するためのもの

- 2 港湾施設の位置、種類及び構造に関する情報その他の港湾の開発、保全及び管理に必要な情報の収集、整理及び提供により港湾の開発、保全及び管理を効率的に実施するためのもの

（第四十八条の四関係）

二 港湾環境整備計画

1 港湾環境整備計画の作成及び認定の申請

港湾において、港湾の環境の整備に関する事業を実施するため、緑地又は広場（行政財産であるものに限る。以下「緑地等」という。）について3の(1)の規定による貸付け（2において単に「貸付け」という。）を受けようとする者は、港湾の環境の整備に関する事業の実施に関する計画（以下「港湾環境整備計画」という。）を作成し、当該港湾の港湾管理者（2から4までにおいて単に「港湾管理者」という。）の認定を申請することができるものとすること。

（第五十一条関係）

2 港湾環境整備計画の認定等

- (1) 港湾管理者は、1の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る港湾環境整備

計画が、その内容が当該港湾の港湾計画に適合すること等の基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとすること。

(2) 港湾管理者は、1の規定による認定の申請に係る港湾環境整備計画に記載された貸付けを受けようとする緑地等の区域に、国有財産法第三条第二項に規定する行政財産である緑地又は広場等が含まれる場合において、(1)の認定をするときは、あらかじめ、国土交通大臣の同意を得なければならぬものとすること。

(3) (2)に定めるもののほか、港湾管理者は、(1)の認定をするときは、あらかじめ、緑地等の貸付けが公正な手続に従つて行われることを確保するために必要な措置を講じなければならないものとすること。

(4) (1)の認定を受けた者（以下「認定計画実施者」という。）は、当該認定に係る港湾環境整備計画を変更しようとするときは、港湾管理者の認定を受けなければならないものとすること。

（第五十一条の一関係）

(1) 港湾管理者は、国有財産法第十八条第一項又は地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかるわらず、2の(1)の認定を受けた港湾環境整備計画（4において「認定計画」という。）に記載された緑地等を認定計画実施者に貸し付けることができるものとすること。

(2) 第三十七条第一項の許可をする行為に関する事項が記載された港湾環境整備計画が2の(1)又は(4)の認定を受けたときは、当該認定の日に当該事項に係る認定計画実施者に対する同項の許可があつたものとみなすものとすること。

（第五十一条の三関係）

4 | 港湾環境整備計画に係る勧告及び認定の取消し

港湾管理者は、認定計画が2の(1)の基準に適合しないものとなつたと認めるときは、認定計画実施者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができるものとし、当該勧告を受けた者が当該勧告に従い必要な措置をとらなかつたときは、2の(1)又は(4)の認定を取り消すことができるものとすること。

（第五十一条の四関係）

三 | 他人の土地への立入り

国土交通大臣又は港湾管理者が、港湾工事のための調査等を行うためやむを得ない必要があるときに

おいて他人の土地に立ち入らせることができる者として、国土交通大臣又は港湾管理者の委任した者を追加するものとすること。

(第五十五条の二の二関係)

四 非常災害等の場合における国土交通大臣による港湾施設の管理等

国土交通大臣が、港湾管理者から要請があり、かつ、当該港湾管理者における業務の実施体制等を勘案して必要があると認めるときに、当該港湾管理者の管理する港湾施設の管理を行うことができる制度について、その適用が可能な場合を、非常災害、世界的規模の感染症の流行その他の港湾の機能を著しく損なうおそれのある事象が発生した場合とするものとすること。（第五十五条の三の三第一項関係）

第三 その他

その他所要の改正を行うものとすること。

第四 附則

一 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。
(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を定めるものとすること。

(附則第二条及び第六条関係)

三

(附則第三条関係)

この法律の施行状況等に関する検討規定を設けるものとすること。

四 その他所要の改正を行うものとすること。

(附則第四条、第五条、第七条及び第八条関係)